

○浜田市建築確認申請事前審査制度要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、建築基準法（平成19年6月20日施行）第18条の3の規定により定められた「確認審査等に関する指針」（以下「指針」という。）による確認審査を円滑に運用するために実施する建築確認事前審査（以下「事前審査」という。）について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 本要綱は、浜田市建築主事の確認を受けようとする建築物及び工作物に適用する。

(事前審査の手続き等)

第3条 事前審査を受けようとする者は、別に定める「建築確認事前審査願書」（以下「願書」という。）に、確認申請書を添えて、特定行政庁（浜田市長）「以下同じ」に提出するものとする。ただし、確認申請を行なおうとする者が、事前審査を必要としない場合はこの限りではない。

(事前審査の内容)

第4条 特定行政庁は、指針に準じて審査する。ただし、構造計算適合性判定に係る部分は除くものとする。

(事前審査の目標処理期間)

第5条 特定行政庁は、願書受付後、7日で事前審査を終了するよう努める。

(確認申請書の作成について)

第6条 事前審査を経て確認申請を行なおうとする者は、事前審査の結果を総合的に判断し、自らの責任において、指針に適合するよう確認申請書を作成の上、浜田市建築主事の確認を受けるものとする。

(確認の申請の提出)

第7条 第3条の事前審査を受けた者は、浜田市建築主事に確認申請を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から、平成19年12月19日までに願書を提出するものに適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から、平成20年6月19日までに願書を提出するものに適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 20 日から、平成 34 年 6 月 19 日までに願書を提出するものに適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 20 日から、令和 9 年 6 月 19 日までに願書を提出するものに適用する。